

事故報告の提出について(令和6年1月以降)

国・都の事故報告……(下記1～6に該当する場合)

【対象施設】認可保育所(公設民営含む)・地域型保育事業所・臨時保育所・東京都認証保育所・認可外保育施設

事故の内容・程度		区に提出する事故報告の様式
1	死亡事故	【国】様式 ※様式は別紙参照 ※メール提出
2	意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)	
3	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	
4	感染症、食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じた場合 ▽保健所への報告及びインフルエンザ発生時の取り扱いについては下記の◎を参照	【都】様式 ※様式は別紙参照 ※メール提出 【都】様式 ※様式は別紙参照 ※メール提出 ※感染症の発生については、園運営に起因しない等により改善策等の記載が困難な場合は、別紙様式裏面の記載は不要
	ア 同一の感染症、食中毒による(それらによると疑われる場合を含む。)死亡者、重篤患者が1週間に2名以上発生した場合	
	イ 同一の感染症、食中毒の患者(それらが疑われる者を含む。)が10名以上、または全利用者の半数以上発生した場合	
ウ 上記ア・イ以外の場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合		
5	迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合	
6	その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合	

◎保健所への「感染症連絡票」報告については、豊島区ホームページよりご確認ください。

【豊島区ホームページ】

ホーム>健康・福祉>健康・医療>感染症情報>感染症届出>感染症集団発生時の連絡(社会福祉施設などのかたへ) 「感染症連絡票」の様式もダウンロードできます。

・インフルエンザ発生時の報告に関して保健所への確認内容 (平成31年2月確認)

Q.:インフルエンザA型・B型はそれぞれカウントするのかどうか。

→ A型・B型を分けてカウントする必要はなく、混在でよい。

Q.:一度報告した後、数が増減し、再び10名以上になった場合、報告が必要となるのかどうか。

→ 一度インフルエンザで保健所へ報告後終息し、1か月も発生がなく、再び感染者が出て10名を超える場合は、新たに保健所に報告が必要がある。ただし、終息から次の発生までの期間についての明確な基準はない。

【国・都の事故報告提出方法】

- ・メールで豊島区保育課へ提出してください。(件名の先頭に【事故報告提出】と明記のこと)
- ・別紙様式のエクセルのまま、各施設にお知らせしている保育課のメールアドレス宛に提出してください。
- ・【国】【都】様式の事故報告を、施設から直接、国や東京都へ提出することはありません。
豊島区より東京都及び消費者庁へ提出し、【国】様式は東京都が子ども家庭庁へ提出します。
- ・第二報に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、保育課へ提出してください。
- ・一時預かり事業、病後児保育事業、こどもつながる定期預かり事業についても、上記と同様の扱いとなります。

【国・都への事故報告の時期】

- ・第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内です。
- ・インフルエンザ発生時の報告時期は、7日間で10名以上(小規模施設は全利用者の半数以上)となった時点で「第1報」を提出し、その後約1か月以内に、改善策も含めて表面・裏面全てを記載した「第2報」を提出ください。

【事故報告に関する国・都の通知文】

- ・令和5年12月14日付(こ成安第142号)(5教参学第30号)
教育・保育施設等における事故の報告等について
- ・令和5年12月14日付(事務連絡)
「教育・保育施設等における事故の報告等について」における意識不明事故の取扱いについて
- ・令和5年12月21日付(5福祉子保第2253号)
教育・保育施設等における事故の報告について
- ・令和5年12月25日付(5福祉子保第2346号)
教育・保育施設等における事故発生時等の対応について
- ・令和6年1月10日付(5福祉子保第2445号)
都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応について(通知)

<問い合わせ先>

豊島区保育課巡回指導グループ 電話:03-4566-2498